

政 治 ・ 経 済

問題1. 次の文章を読んで、以下の設問に答えよ。

第2次世界大戦後の東西冷戦は、アメリカ・ソ連両国で核兵器とミサイル等の開発を推し進めた。㉔核保有国は、攻撃された場合に核兵器で報復するという意志を示すことで、他国からの攻撃を抑止する（①）論という考えに立っている。この考えは、際限のない核軍拡競争を引き起こす要因となった。

こうして冷戦期に核軍拡が進んだが、一方で核廃絶を求める国際世論も高まった。核廃絶と原子力の平和利用を訴える（②）宣言が出され、これを受けて（③）の開催など科学者や市民による反対運動が進められた。㉕日本でも1954年にアメリカ軍による水爆実験にマグロ漁船が巻き込まれ被爆した事件をきっかけとして、原水爆禁止運動が本格化し、1955年には広島で第1回（④）が開催された。

世界全体で核廃絶運動が高まる中、1963年にアメリカ・ソ連・（⑤）の3国で（⑥）が締結され、1968年には（⑦）の締結がなされた。1970年代に入ると、アメリカ・ソ連間で戦略兵器制限交渉が進められたが、核兵器の削減までには進展しなかった。

その後、㉖ソ連でゴルバチョフ政権が誕生すると、1987年にアメリカ・ソ連両国は初の核軍縮となる（⑧）を締結した。さらに冷戦後の1991年、1993年には二次にわたる（⑨）が締結され、配備済みの戦略核弾頭の削減がはじめて合意された。

2009年の㉗オバマ大統領のプラハ宣言にもとづき、2010年にアメリカとロシアの間で（⑩）が締結され、㉘今後は兵器用核物質の生産を禁止する条約の早期締結が望まれている。

問1. 空欄（①）から（⑩）に入る最も適切な語句を次の語群から選び、記号で答えよ。

【語群】

- | | | |
|------------|---------------------|--------------------|
| a. イギリス | b. 中距離核戦力（INF）全廃条約 | c. 原水爆禁止世界大会 |
| d. 恐怖の均衡 | e. ラッセル・アインシュタイン | f. 核拡散防止条約（NPT） |
| g. ポツダム | h. 部分的核実験禁止条約（PTBT） | i. 非核地帯 |
| j. フランス | k. 新START条約 | l. 戦略兵器削減条約（START） |
| m. 核抑止 | n. 武器貿易条約 | o. 防衛 |
| p. オタワ条約 | q. 包括的核実験禁止条約 | r. パグウォッシュ会議 |
| s. 国際原子力機関 | | |

問2. 下線部㉔について、日本は日米安全保障条約にもとづくアメリカの核抑止力への依存を防衛政策の中心的な柱と位置づけているが、核兵器を持たない国が核保有国の核抑止力に依存することを何というか、正しいものを選び記号で答えよ。

- ア. 安全保障
- イ. 核の傘
- ウ. 抑制効果
- エ. 非核三原則

問3. 下線部㉕について、この事件を何というか、正しいものを選び記号で答えよ。

- ア. 第五北川丸事件
- イ. エルトゥールル号事件
- ウ. 第五福竜丸事件
- エ. 潜水艦なだしお事件

問4. 下線部㉖について、ソ連共産党書記長ゴルバチョフが展開した、それまでのソ連になかった新しい発想に基づいた外交を何外交というか、正しいものを選び記号で答えよ。

- ア. 平和
- イ. 中立
- ウ. 新思考
- エ. グローバル

問5. 下線部㉗について、オバマ大統領は具体的に何を指すと宣言したか答えよ。

問6. 下線部㉘について、この条約を何というか答えよ。

問題2. 次の文章を読んで、以下の設問に答えよ。

企業は多くの商品やサービスを提供しているが、利潤追求を最優先するがゆえに、しばしば品質や安全の管理をおろそかにしてしまうことがある。そのため消費者は、商品に関する知識を持つことが求められるが、①多くの情報を有する企業に比べると、概して消費者は十分な情報を有していない。その結果、②企業の広告・宣伝をうのみにして商品を購入したり、③まわりの人々が持っているという理由のみで商品を購入するといった行動をとる傾向が強まる。

こうした消費者にとって不利な状況を解消するため、アメリカの（①）大統領は、1962年の特別教書に④「消費者の4つの権利」（安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見が反映される権利）を示した。以後、日本でも消費者主権の意識が高まり、（②）が盛んになった。1968年には（③）が制定され、消費者保護行政が推進されるようになり、さらに1970年には政府が（④）を設置し、地方自治体の消費者行政窓口となる（⑤）と連携して苦情に対応してきた。訪問販売などで商品を購入した場合、一定期間内であれば契約を解除できる（⑥）も1972年に創設された。

欠陥商品に関する被害については、1994年に（⑦）が制定され、企業の過失を証明できなくても消費者が損害賠償を求めることができるようになった。また、2000年に制定された（⑧）では、企業に不当な行為があれば契約を解除できることが定められた。

近年は規制緩和に伴い消費者自身も知識や情報を得ることが求められるようになり、2004年に（③）が消費者の自立支援を基本理念とする（⑨）に改正された。2009年には消費者行政を一元化するために、内閣府に（⑩）が設置された。

問1. 空欄（①）から（⑩）に入る最も適切な語句を次の語群から選び、記号で答えよ。

【語群】

- | | | | |
|--------------|---------------|--------------|----------------|
| a. トランプ | b. クリントン | c. ケネディ | d. 消費者運動 |
| e. 公民権運動 | f. 教育基本法 | g. 消費者基本法 | h. 消費者保護基本法 |
| i. 国民保護法 | j. 労働契約法 | k. 消費者契約法 | l. 製造物責任法（PL法） |
| m. 日本データセンター | n. デイサービスセンター | o. 国民生活センター | |
| p. 消費生活センター | q. マークアップ制度 | r. クーリングオフ制度 | |
| s. 国家公安委員会 | t. 厚生労働委員会 | u. 消費者庁 | |

問題3. 次の文章を読んで、以下の設問に答えよ。

産業の発展により、私たちの生活は便利で快適になった。その反面で私たちの生活はしだいに脅かされるようにもなった。

日本では、高度経済成長のころに、さまざまな産業による被害が発生し、訴訟が取り組まれ、被害の実態が明らかになった。水俣病・四日市ぜんそく・イタイイタイ病・新潟水俣病は、四大（①）と呼ばれた。④企業が利益を優先し、防除策を怠ったために環境を汚染し人的被害は広がった。

こんにちでは世界に広がり、各国共通に、企業だけではなく人類すべてが世代を超えて取り組む必要のある地球環境問題となっている。以下の例があげられる。

第1に、地球温暖化は、石油などの化石燃料消費の増大に伴い、温室効果ガスを排出することで深刻化している。この対策として⑤1992年に（②）条約が結ばれ、1997年に京都議定書が採択され、2015年にはパリ協定が採択された。太陽光や風力など自然現象の中で繰り返し使える（③）の利用を普及する必要がある。

第2に、太陽から降り注ぐ有害な紫外線を吸収する（④）の破壊は、冷蔵庫やスプレーに使われていたフロンガスによって進行した。この対策としてモントリオール議定書が採択されて、影響の大きい特定フロンについては世界中で生産と消費が2009年に全廃された。

第3に、（⑤）が、乱獲や森林の伐採・環境汚染などで失われてきた。この保全を目的に1992年に国際条約が採択された。2010年には名古屋議定書が採択された。この議定書では、医薬品などの開発に利用できる遺伝資源を持続的に利用できるように、遺伝資源の利用から生じる利益の公正な配分についてルールを定めた。

以上の他に、工場の煤煙や自動車の排気ガスによって生じる（⑥）、農地への転用などによる熱帯雨林の減少、過放牧や森林伐採による砂漠化の進行は、将来の世代にとってかけがえのない生活基盤を破壊する地球環境問題となっている。

問1. 空欄（①）から（⑥）に入る最も適切な語句を次の語群から選び、記号で答えよ。

【語群】

- | | | | |
|--------------|-------------|--------|-----------------------|
| a. 再生可能エネルギー | b. 原子力エネルギー | c. 成層圏 | d. オゾン層 |
| e. 絶滅危惧種 | f. 生物多様性 | g. 酸性雨 | h. CO ₂ 削減 |
| i. 気候変動枠組み | j. 公害 | k. 工害 | l. アルカリ性雨 |

問2. 下線部㉔について、日本ではこのような事態を防止するために、大規模な開発を実施する前に、その開発に伴う環境への影響の程度、範囲、環境破壊の防止策などを事前評価することが、1997年に法律で定められた。この事前評価を何というか。8文字以内で答えよ。

問3. 下線部㉕について、京都議定書には当てはまらず、パリ協定に当てはまる事項として正しいものはどれか。二つ記号で答えよ。

- ア. 先進国のみが拘束される
- イ. 関係国全体で温室効果ガスの排出量を5%削減する
- ウ. 産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑える
- エ. 目標未達成の場合の罰則規定がある
- オ. 今世紀後半には排出量を実質ゼロにする